# 「暗号資産譲渡により発生する所得の譲渡所得該当性の検討」

はじめに1		
I 暗号資産とは		
	1	暗号資産とは2
4	2	資金決済に関する法律上の暗号資産の定義4
,	3	暗号資産の税務上の取り扱い6
4	4	暗号資産の譲渡に係る国税庁の行政解釈について6
Ⅱ 所得税法上の譲渡所得		
	1	譲渡所得の趣旨9
4	2	譲渡所得を発生させる「資産」の意義9
,	3	譲渡所得を発生させる「譲渡」の意義10
Ⅲ 譲渡所得該当性の検討		
-	1	2019 年金融商品取引法改正の検討
	2 び答	第 208 回国会におけるモナコインの譲渡に係る税務上の取扱いに係る質問及 5弁13
;	3	時価総額1位と2位の暗号資産の性質の検討16
2	4	ビットコイン、イーサリアム、モナコインの譲渡所得該当性の検討19
į	5 /	小括21
おわりに22		

#### はじめに

暗号資産取引が活発になってきた昨今では、暗号資産の譲渡による所得区分がいずれになるかは、納税者にとって関心の高いテーマの1つであると考えられる。特に一般的に税負担が小さくなる譲渡所得に該当するか否かは関心が高いと推察される。この点、国税庁が令和3年12月22日に公表した「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(情報)」(以下、「FAQ」という。)によれば、暗号資産取引により生じた利益は、所得税の課税対象になり、原則として維所得に区分されるとしながらも、例外的に事業所得に該当する場合がある旨を示している1。つまり、暗号資産の譲渡等に係る所得は、譲渡所得には該当しないということである。そしてこの取り扱いは、国税庁が暗号資産を支払手段として整理していることに起因している2。

しかし、譲渡所得を検討するうえで重要な要素となる「暗号資産が支払手段のみの用途を 持つという仮定」の妥当性については明らかにされていない。当該仮定が誤っている場合、 一般的に譲渡所得よりも税負担が重い他の所得区分とされ、税金を納付している可能性が ある。

したがって、本研究では、譲渡所得該当性を検討するうえで、暗号資産が支払手段のみの 用途を持つという仮定が妥当かどうかを検討していく。また、暗号資産が支払手段以外の用 途を持つ場合、暗号資産譲渡により発生する所得が譲渡所得に該当するか否かも検討する。

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(情報)」令和3年12月22日12頁 参照(2021年)。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 泉絢也「なぜ暗号資産(仮想通貨、暗号通貨)の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか?―国会における議論を手掛かりとしてー」千葉商大論叢第 57 巻 1 号 114 頁参照 (2019 年)。

# I 暗号資産とは

本章では暗号資産とはどういったものなのか、法的にどのように取り扱われているか、を 見ていくこととする。

# 1 暗号資産とは

# (1) 特徴

暗号資産は従来、「仮想通貨」という名称で法律上も明記されていたが、2019年5月31日の資金決済法の改正により、「仮想通貨 (virtual currency)」は「暗号資産 (crypto asset)」に名称が変更された。

暗号資産とは、通貨的な機能を有し、電子的に記録された財産的価値である<sup>3</sup>。すなわち、電子データのみでやり取りされるものであり、主にインターネット上での取引などに用いられる<sup>4</sup>。

暗号資産は通貨的な機能を有するが、政府や中央銀行が発行する法定通貨のような特定の管理者の下で強制的な通用力を持つものではない。また、財産的価値はあるが実態がないという点で、株券や貴金属などの実物資産とも性質を異にする。さらに、暗号資産は発行者や管理者の存在が前提とはされておらず、特定の発行者により発行される前払支払手段としての電子マネーとも性質を異にする<sup>5</sup>。このように、法定通貨や電子マネーの価値は管理者によって保障されるのに対し、暗号資産はその仕組み自体に対する信頼性が価値を支えているものである <sup>6</sup>。

# (2) 種類·機能

暗号資産の種類としては、ビットコインやイーサリアム、リップル等の一般によく知られているもののほか、多様な特徴を有する物が多数存在する<sup>7</sup>。

暗号資産の中で最も代表的なものにビットコインがあるが、これは 2009 年、サトシ・ナカモトが書いた論文に基づき、誕生したものである。多くの人が参加してプログラムが組まれ、発行者や管理者を持たず、ブロックチェーンという技術を用いた新たな決済手段を目指した<sup>8</sup>。ビットコインの他、代表的な暗号資産として、イーサリアムがある。これは、通貨としての機能に、契約の履行を促す「スマートコントラクト」という仕組みを備えたもので

<sup>3</sup> 金融法委員会「仮想通貨の私法上の位置づけに関する論点整理」2頁(2018年)

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 矢内一好 「月刊税務事例 (Vol. 54 No. 1) 第**Ⅶ**部 仮想通貨から暗号資産への進展」 81 頁 (財経詳報社、2022年) 参照。

<sup>5</sup> 金融法委員会「仮想通貨の私法上の位置づけに関する論点整理」3頁(2018 年)参照。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 金川顕教『短期トレードから ICO までぜんぶわかる! 仮想通貨投資入門』11 頁(秀和システム、2018 年)

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 河合健・高松志直・田中貴一・三宅章仁『暗号資産・デジタル証券法』25 頁(商事法 務、2021 年)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 木村幹雄「仮想通貨(暗号資産)の評価―相続税評価を中心として」税法学 582 号 30 頁 (2019 年)

ある。イーサリアムは 2015 年に運用を開始し、ビットコインに次ぐ取引量を誇り、ICO $^9$ においても重要視され、払込に利用されたり、新しい暗号資産の技術的基盤になったりすることも多い暗号資産である  $^{10}$ 。また、次世代の送金インフラとなることを目指して開発された暗号資産リップルもある。これは  $^2$  つの通貨や国の決済を橋渡しするブリッジ通貨という考え方に基づいて、Google 関連会社や SBI ホールディングスが出資し、みずほ銀行や三菱UFJ 銀行などもプロジェクトに参加している  $^{11}$ 。この他に多数の暗号資産が存在し、その数は  $^1$  万種類以上あるといわれている。

これらの暗号資産についてコインマーケットキャップ 12では、暗号資産ごとの取引高や時価総額などを配信しており、2022 年 9 月 15 日現在で、100 を超える種類の暗号資産が取引され、ビットコインだけでも 55 兆円を超える時価総額となっている。このうち、主要な暗号資産は限られており、国内の暗号資産交換業者で取り扱っているのは 20 種類程度である。また、暗号資産ごとに通貨単位があり、さらにひとつの暗号資産に様々な通貨単位がある。例えばビットコインの場合、 1 BTC を基本単位とするが、 1 BTC の 1 億分の 1 を 1 satoshi と表したり、 1 BTC の 100 万分の 1 を 1 bits としている。このように様々な通貨単位を使用する利点として、大きい単位 BTC や小さい単位 bits に換算することで、価格が理解しやすいことが挙げられる。また、単位を小さくすることで取引がしやすくなり、取引量も増加すると考えられる。

具体的な取得について、ビットコインの場合、マイニングにより新規発行を受ける方法、ビットコインと法定通貨とを交換する取引所において法定通貨を支払ってビットコインを取得する方法、他の者からビットコインの送付を直接受ける方法などが存在する <sup>13</sup>。

#### (3) ブロックチェーンの仕組み

ビットコインの取引を例にすると、全ての取引がブロックチェーンに記録されることで 実行される。ここで重要になってくるのが、ブロックチェーン技術である。これは、ビット コインを実現させるために生まれた技術であり、いくつかの暗号技術がベースとなってい る。<sup>14</sup>ブロックチェーン技術とは、デジタルデータの改ざんや二重譲渡を防ぐための技術で

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Intial Coin Offering の略称であり、企業等がトークン(電子的な記録・記号)を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。公益財団法人財務会計基準機構「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOト

ークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」1頁参照(2022年)。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 金川顕教『短期トレードから ICO までぜんぶわかる! 仮想通貨投資入門』15 頁(秀和システム、2018 年)

<sup>11</sup> 金川顕教『短期トレードから ICO までぜんぶわかる!仮想通貨投資入門』16 頁(秀和システム、2018 年)

<sup>12</sup> https://coinmarketcap.om/ja

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 河合健・高松志直・田中貴一・三宅章仁『暗号資産・デジタル証券法』26 頁(商事法 務、2021 年)

<sup>14</sup> 経済産業省 商務情報政策局情報経済課「平成27年度我が国経済社会の情報か・サービス化に係る基盤整備(ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調

あり、データ管理者を置く従来型の管理方法によらず、分散型ネットワークを構成する複数のコンピュータを用いて、コンピュータ同士で検証し合いながら正しい記録をチェーン(鎖)のようにつないで蓄積する仕組みである <sup>15</sup>。これは、P2P (Peer to Peer) ネットワーク技術と既存の暗号技術を組み合わせることで、実質的にシステムの停止時間がなく(ゼロ・ダウンタイム)、かつデータの改ざんを極めて困難にしたデータベース技術とされている <sup>16</sup>。P2Pとは、ネットワーク上で機器間が接続・通信する方式の一つで、機能に違いのない端末同士が対等な関係で直に接続し、互いの持つデータや機能を利用しあう方式、また、そのような方式を持っているシステムやソフトウェアなどのことである <sup>17</sup>。

ビットコインの取引を支える仕組みとして重要なのが、ビットコイン・トランザクションを集積したブロックを検証する作業 (マイニング) である <sup>18</sup>。ビットコインのマイニングとは、新しい取引を検証し、ブロックチェーン上に記録する作業である。マイニングを行った者 (マイナー) はその報酬として、新たに発行されるビットコイン及び記録された取引から取引手数料を得ることができる <sup>19</sup>。

# 2 資金決済に関する法律上の暗号資産の定義

# (1) 資金決済に関する法律の概要

暗号資産の定義は税法では規定されておらず、資金決済に関する法律第2条5項に 規定する暗号資産が借用されることがある(所得税法48条1項等)ため、まずその定 義の内容を検討する。

資金決済に関する法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図り、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする(資金決済法1条)。暗号資産もかかる法律の目的に照らし、資金決済に使用できる暗号資産を念頭に置いて定義されている。

#### (2) 資金決済に関する法律2条5項の内容

資金決済に関する法律2条5項1号において、暗号資産は、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者

15 下尾裕・中村美子「広がりを見せるデジタル財産の最新動向とその法務・税務の考え方」月刊税理 2022 年 6 月号 8 - 9 頁 (ぎょうせい、2022 年)

查)報告書概要資料」4頁(2016年)

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 河合健・高松志直・田中貴一・三宅章仁『暗号資産・デジタル証券法』26 頁(商事法 務、2021 年)

<sup>17</sup> https://e-words.jp/w/P2P.html

<sup>18</sup> 金融法務研究会「仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討」3頁(2019年)

<sup>19</sup> 河合健・高松志直・田中貴一・三宅章仁『暗号資産・デジタル証券法』108 頁 (商事法務、2021 年)

に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他のものに電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」とされている。

また、同項2号においては、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に 交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転するこ とができるもの」とされている。

# (3) 1号の定義の分析

貨幣は、「商品交換の媒介物で、価値尺度・流通手段・価値貯蔵の三つの機能を持つ もの」<sup>20</sup>とされる。第1号の定義を分析すると、以下に述べる通り、この三つの機能を 有しており、資金決済に関する法律上の暗号資産が貨幣の性質を持っていることがわ かる。

価値尺度機能とは、価値を計る尺度となる機能である。1号の定義のうち「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値」という部分は、不特定の者と物品・役務の提供との交換に使用できることを内容としている。不特定の者と物品、役務の提供と交換するためには、何らかの計算単位を有し、価値を計る機能を有することは必要不可欠である。したがって、1号に定義される暗号資産は、価値尺度機能を有している。

流通手段であるとは、商品の交換を媒介する機能を有することをいう。1号の定義は、不特定多数の者との間で商品や通貨との交換が可能であることを定めている。この定義を満たす暗号資産であれば、保有する商品を暗号資産と交換し、入手した暗号資産を自身が望む物品の購入に充てるといったことが可能であり、商品の交換を媒介する機能を有しているといえる。

「価値貯蔵機能については、それ自体が消費されず、又は腐食、陳腐化せず、事後に物品、サービスを購入できるものは一般的に価値貯蔵機能を有すると考えられる。「電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限」られる財産的価値は、腐食、陳腐化することはない。」 $^{21}$ そうであれば、1 号に定義される暗号資産は価値貯蔵機能も有している。

以上から1号の暗号資産は、貨幣としての性質を有している。

<sup>20</sup> 新村出編『広辞苑 第七版』601 頁 (株式会社岩波書店、2018年)

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 堀天子・森毅著『新・逐条解説 資金決済法』47 頁 (一般社団法人金融財政事情研究 会、2021 年)

# (4) 2号の定義の分析

2号で定義される暗号資産は、それ自体としては、不特定の者に対し対価の弁済に使用することや不特定の者との間で購入や売却ができないが、不特定の者を相手方として1号の暗号資産と相互に交換を行うことができる。このような資産であれば、1号の暗号資産を媒介として、流通手段機能、価値尺度機能を有し得る。また、「電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」であることから、データとしての保管が可能であり、腐食や陳腐化も発生しないことから、価値貯蔵機能についても有しているといえる。

したがって、2号の暗号資産も貨幣としての性質を有しているものである。

#### 3 暗号資産の税務上の取り扱い

#### (1) 所得税

暗号資産の譲渡等に係る所得の区分について、国税庁はFAQにおいて、「暗号資産取引により生じた損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、その暗号資産取引自体が事業と認められる場合又はその暗号資産取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合を除き、雑所得に区分されます。」<sup>22</sup>と定めている。つまり、暗号資産の譲渡は、原則として雑所得に該当する。なお、このFAQにおいて暗号資産とは、資金決済に関する法律2条に規定されるものを指している<sup>23</sup>。

# (2)消費税

消費税法においても非課税の記載の中で、暗号資産に触れている箇所がある。

「法別表第1第2号に規定する支払手段に類するものとして政令で定めるものは、 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第2条第5項(定義)に規定する"暗 号資産"及び国際通貨基金協定第15条に規定する特別引出権とする。」(消費令第9の 4)

ここにおいての"暗号資産"は資金決済法上の定義を指すと明記されている。

つまり、所得税及び消費税において、暗号資産は値上り・値下がりを定義できない支払手段に類するものを前提として定義しており、資金決済法上の定義とは異なる暗号 資産は想定していないものと考えられる。

#### 4 暗号資産の譲渡に係る国税庁の行政解釈について

3の記載のように、所得税法上、消費税法上は資金決済法上の暗号資産の定義を利用して取扱いを記載している。暗号資産の譲渡所得該当性を検討するうえで、これらの取扱いの背景にある国税庁の考えを知ることは重要で、その手掛かりとして、ここでは関連する

<sup>22</sup> 国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて」12 頁 (2021年)

<sup>23</sup> 国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて」 2頁 (2021年)

国会での議論を取り上げる 24。

#### (1) 2019年3月14日の財政金融委員会

既に 2018 年 3 月 22 日の参議院財政金融委員会において、国税庁は暗号資産の譲渡により生じた損益は原則として雑所得に区分されるという見解を示しているが、その際のやり取りを踏まえた上で、藤巻健史議員は 2019 年 3 月 14 日の参議院財政金融委員会において、暗号資産の譲渡所得該当性を否定する国税庁の取扱いの根拠について説明を求めた。これに対して、並木稔国税庁次長(当時)は、次のとおり答弁している。

「所得税法上、譲渡所得は資産の譲渡による所得と定義されておりまして,当該所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会としましてこれを清算して課税する趣旨と解されているところでございます。

この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資産につきましては、資金決済法上、対価の 弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されておりま して、また、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、そ の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられるところで ございまして、このため、我々国税当局といたしましては、いわゆる暗号資産の譲渡によ る所得は一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っている ところでございます。」

#### (2) 上記答弁についての考察

並木稔国税庁次長(当時)が、答弁の中で「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会としましてこれを清算して課税する趣旨」と述べていることからも分かるように、国税庁としてはあくまで値上がり、値下がりを認識できる資産の譲渡が、譲渡所得課税の対象になるとの見解を示している。

また「暗号資産につきましては、資金決済法上、対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されておりまして」と述べているため、国税庁は資金決済法で定義される暗号資産の定義に基づいて所得税法上の取扱いを判断している。I 2で言及したように、資金決済法で定義されている暗号資産は価値尺度機能を有する。そのため、値上がりや値下がりを考えることができず、譲渡所得の対象となる「資産」には該当しないことになり、用途についても支払手段に限定されると考えられる。並木稔国税庁次長(当時)の答弁の続きの部分において「資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするもの」と述べられていることからも暗号資産の譲渡所得該当性を否定してい

<sup>24</sup> 泉絢也「なぜ暗号資産(仮想通貨,暗号通貨)の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか?-国会における議論を手掛かりとして-」千葉商大論叢第57巻第1号114頁参照(2019年)

る。

ただし「一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っている」 という表現を見ると、基本的には譲渡所得に該当しないとしているものの、場合によって は譲渡所得に該当する余地があるようにも読み取れる。

さらに「ビットコインなどの」という表現から、ビットコインをモデル暗号資産として 処理を検討している可能性がある。

#### Ⅱ 所得税法上の譲渡所得

## 1 譲渡所得の趣旨

日本の所得税法では、その課税標準となる所得を、その性質により 10 種類に分けており、 その一つとして譲渡所得がある。

譲渡所得は、所得税法 33 条 1 項で、「資産の譲渡による所得をいう。」と定められている。また、所得税法 33 条 3 項では「譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。」とされており、資産の譲渡による所得とは、資産を譲渡することにより得られた対価ではなく、譲渡による収入金額から、その譲渡された資産の取得費を引くという、その譲渡された資産の「キャピタル・ゲイン(capital gain)、すなわち所有資産の価値の増加益」に対する課税であると考えられている。

そのことは過去の判例においても判示されている <sup>25</sup>。榎本家事件判決では、譲渡所得の趣旨について、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税するもの」としている。また、タキゲン株式低額譲渡事件判決では、譲渡所得の趣旨について「譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下に生じている増加益に対してすること」とされている。

これらから、譲渡所得は「資産の譲渡」というタイミングで、資産を譲渡することにより得られた対価ではなく、キャピタル・ゲインに対する課税であると考えられている。なぜ「資産の譲渡」というタイミングで課税するのかについては、我が国では未実現の利益に対しては課税しないという立法政策がとられていることから、譲渡される資産のキャピタル・ゲインが実現するタイミングは、その所有資産を手放したとき、つまり「譲渡」の時とされているからである。

# 2 譲渡所得を発生させる「資産」の意義

譲渡所得は「資産の譲渡による所得をいう。」(所得税法 33 条1項) とされているから、 ある所得が譲渡所得に該当するか否かを考えるときには、その譲渡対象となった資産が譲 渡所得を発生させる「資産」に該当するかを検討することが必要となる。

この点、法律上譲渡所得を発生させる「資産」の定義は置かれていないが、経済的価値があり、移転可能性があるものすべてを含むと解されており、動産、不動産のほか、特許権や営業権などもその範囲に含むと考えられている<sup>26</sup>。所得税基本通達においても「譲渡所得の

<sup>25</sup> 榎本家事件判決(最判昭 43·10·31)、タキゲン株式低額譲渡事件判決(最判令 2·3·24)

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 金子宏『租税法第 24 版』(弘文堂、2021 年) 265 頁参照、谷口勢津夫『税法基本講義第 4 版』(弘文堂、2014 年) 281 頁参照。なお、金子宏・同書ではビットコイン等の暗号資産

基因となる資産とは、法第 33 条第 2 項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産 をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上 の権利も含まれる。」(所基通 33-1) とされ、除外される資産以外の「一切の資産」とされ ていることからも、「資産」の範囲が広く捉えられているが窺える。

ただし、経済的価値があっても現金については、譲渡所得を発生させる「資産」から除外 されると考えられている。現金はモノの価値を図る尺度であり、それ自体値上がりや値下が りを観念することができないためである<sup>27</sup>。また、暗号資産について着目すると、I2~4 で記載したように、暗号資産は支払手段としての性質を有しており、この性質のみに着目す る限りには、モノの価値を測る尺度であり、現金(日本円)と同様に、それ自体値上がりや 値下がりを観念することができない。

なお、上記所得税基本通達にあるように、所得税法33条2項において、棚卸資産(準棚 卸資産を含む。)の譲渡、営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡、山林の伐採又は 譲渡による所得は、譲渡所得から除かれている。これらは事業所得、雑所得又は山林所得に 該当する。

金銭債権については、金銭債権の譲渡よる利益はその債権の元本の増加益ではなく、利息 と考えられることから、譲渡所得を発生させる「資産」に該当しないとされている28。

# 3 譲渡所得を発生させる「譲渡」の意義

前節では譲渡所得を発生させる「資産」についてみてきたが、所得区分を考えるうえで は「譲渡」の範囲を検討することも重要である。

譲渡所得を発生させる「譲渡」は、資産の値上り益について、その資産の所有者の手を離 れた機会に増加益を清算する清算課税説の趣旨に立ち、「有償無償を問わず資産を移転させ るいっさいの行為をいう」29と解され、その範囲は売買、交換、収用、競売、公売、収用、 代物弁済、物納、現物出資等広範に及ぶものとされている30。

一方、「譲渡」にあたらないものの例としては、譲渡担保がある。譲渡担保は形式的には

破産した会社の株式の譲渡により生じた損失について争われた事例では、経済的価値を 失った株式は、会社が再建される蓋然性など特段の事情が認められない限り、譲渡所得の 基因となる資産に該当しないとされた(東京高判平18・12・27)。

も「資産」に含まれるとされている。

<sup>27</sup> 佐藤英明『スタンダード所得税法第3版』(弘文堂、2022年) 89 頁参照。

<sup>28「</sup>金銭債権の譲渡金額は、むしろ債務者の弁済に対する意思及び能力(に関する客観的 評価)によって影響を受けることが多く、これは元本債権そのものの経済的価値の増減 (ただし、債権額を上限とする。)、すなわちキャピタル・ゲイン(ロス)というべきであ るから、上記理解は一面的にすぎるとの批判を免れ難く、上記通達の合理性には疑問を払 拭できないというべきである。」とした判示もある(名古屋地判平17・7・27)。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 最判昭 50 · 5 · 27

<sup>30</sup> 谷口勢津夫『税法基本講義第 4 版』(弘文堂、2014 年)284 頁参照、佐藤英明『スタン ダード所得税法第3版』(弘文堂、2022年)89頁参照。

所有権の移転が行われるが、実質的には債務の担保として移転するのみで、債務が弁済され たときには所有権が元の所有者に戻るためである。

# Ⅲ 譲渡所得該当性の検討

ここまでで暗号資産とはどのようなものなのか、法的にどのように取り扱われているのかを説明してきた。また、暗号資産譲渡を検討するために、所得税法における譲渡所得とはどういったものなのかを説明してきた。そこでこの章では、暗号資産譲渡の譲渡所得該当性を検討していく。検討は①2019 年金融商品取引法改正の検討、②第 208 回国会におけるモナコインの譲渡に係る税務上の取扱いに係る質問及び答弁、③時価総額1位と2位の暗号資産の性質の検討の3つの観点から行った。

#### 1 2019 年金融商品取引法改正の検討

ここでは1つ目の観点、金融商品取引法における暗号資産の取扱いを見ていく。2つの注目すべき論点がある。1つ目は金融商品取引法における金融商品の定義に暗号資産が含まれる点、2つ目は同法に暗号資産の現物取引の規定が加えられた点である。

金融商品取引法は 2006 年 6 月 14 日に公布されたものであるが、法整備の具体的な内容の1つとして、「投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制(いわゆる投資サービス法制)の構築」<sup>31</sup>が挙げられている。この具体的内容からいえるのは「金融商品」に該当するものは投資対象となる場合があるということである。金融商品取引法 2 条 24 項では、以下のように「金融商品」が定義されている。

「24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

#### ~ 略 ~

三の二 暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に 規定する暗号資産をいう。以下同じ。)

# ~ 略 ~|

金融商品取引法上、暗号資産は金融商品であるといっている。すなわち、「暗号資産が支払手段としてではなく、投資対象とされる場合がある。」<sup>32</sup>ということである。このことは、暗号資産が支払手段のみの用途を持つという仮定とは矛盾する。

次に暗号資産の現物取引について、利用者保護や不当の利得の抑制の観点から、不公正な現物取引を抑制することが必要であるとして 2019 年改正法により、暗号資産に関して、①不正行為の禁止(金融商品取引法 185 条の 22)、②風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止(金融商品取引法 185 条の 23)、③相場操縦等行為の禁止(金融商品取引法 185 条の 24) が設けられた 33。

暗号資産の現物取引に係る不正行為の禁止が資金決済法ではなく、金融商品取引法に規

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> 「金融商品取引法について」(<a href="https://www.fsa.go.jp/policy/kinyusyohin/">https://www.fsa.go.jp/policy/kinyusyohin/</a> [最終検索日:2022年9月12日])

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> 堀天子・森毅『新逐条解説 資金決済法』(一般社団法人金融財政事情研究会・2021 年) 448 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> 堀天子・森毅『新逐条解説 資金決済法』(一般社団法人金融財政事情研究会・2021 年) 449 頁。

定された理由の1つとしては、「暗号資産に関し規定する資金決済法は、暗号資産の支払手段(決済手段)としての側面に着目し、資金決済を円滑に行わせるためのものであり、暗号資産の価格変動を起因とする不正な行為を規制するのは、その趣旨に必ずしもそぐわないこと」が挙げられている <sup>34</sup>。暗号資産には価格変動する性質があることを認めたうえで、金融商品取引法に現物取引に関する規制を設けたということである。暗号資産が支払手段としての性質のみしか持たないのであれば、価格変動しないはずであり、支払手段のみの用途を持つという仮定とは矛盾する。

以上、金融商品取引法における暗号資産の取り扱いについて、2つの論点を取り上げた。 どちらの論点からも暗号資産が支払手段のみの用途を持つという仮定は妥当ではないとい うことが示唆された。

2 第 208 回国会におけるモナコインの譲渡に係る税務上の取扱いに係る質問及び答弁 ここでは第 208 回国会で 2022 年 4 月 6 日に浜田聡参議院議員が提出した「質問第三四号 暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する質問主意書」<sup>35</sup>(以下、質問主 意書)と 2022 年 4 月 15 日に岸田文雄内閣総理大臣が提出したそれに対応する答弁書 <sup>36</sup>(以 下、答弁書)を取り上げる。

モナコインは 2013 年 12 月に誕生した日本発の暗号資産で、ユーザーによる様々なサービスの開発や、神社の建立、語呂合わせの投げ銭等、他の暗号資産ではあまりみられない使われ方が定着するなど、コミュニティ主体で発展を続けている <sup>37</sup>。

質問主意書の内容に入っていく。質問主意書の十九の冒頭1~2行目は以下のようになっている。

十九 モナコインは、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産 的価値であるが、

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> 堀天子・森毅『新逐条解説 資金決済法』(一般社団法人金融財政事情研究会・2021 年) 449 頁。

<sup>35 「</sup>第 208 回国会(常会)質問主意書 質問第三四号 暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する質問主意書」

<sup>(</sup>https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/208/syuh/s208034.htm [最終検索日:2022年9月13日])

<sup>36 「</sup>第 208 回国会(常会)答弁書 内閣参質二〇八第三四号 参議院議員浜田聡君提出暗 号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する質問に対する答弁書」

<sup>(</sup>https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/208/touh/t208034.htm [最終検索日:2022年9月13日])

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> 「Monacoin Project」(https://monacoin.org/ [最終検索日:2022年9月13日])

冒頭部分はモナコインが資金決済法上の暗号資産であるということ、すなわち支払手段 である旨を指摘している。続く質問主意書十九は以下のように続いている。

モナコインの保有者は、自己の保有するモナコインと引換えに、NFT技術等の基盤となる ブロックチェーンと呼ばれる改ざん不可能なデータベースに、モナコインの保有者が指定 するデータ (例えば論文、数値など) を記録することができ、かつ、モナコインを保有する のでなければ何人も当該データベースに記録することはできないこととなっている。

ブロックチェーンは改ざん不可能であるため、モナコイン保有者が自己の保有するモナコインと引き換えにブロックチェーンにデータを記録することにより、当該保有者がデータを記録した証明がブロックチェーンに残り続けることになる。この機能を利用することにより、例えば、独自の暗号資産を作成することができる。

このため、モナコインは、ブロックチェーンへの記録請求権を表象する証書と経済実態において同じであるので、モナコインは固有の用途(使用価値)を有している。

モナコインはブロックチェーンへ記録する権利があるという意味でプログラム使用権 のようなイメージである。そして、このモナコインはブロックチェーンへの記録請求権を有 する証書と経済的に同一で、モナコインは固有の用途(使用価値)を有していると記載して いる。最後に、質問主意書十九は以下のように結ばれている。

モナコインは、代価の弁済のために不特定の者に対して使用すること以外に用途(使用価値)を有する財産的価値であり、モナコイン自体の価値の増加益を観念することが可能なため、強制通用力を有しないことも考慮に入れると、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益であると考えられる。

モナコインは、所得税法第三十三条第一項にいう「資産」に該当すると解してよいか。

モナコインは支払手段以外にデータ記録という用途を持つため、値上がりや値下がりを 考えることができる旨が記載されている。

モナコインブロックチェーンのプラットフォーム <sup>38</sup>としての機能に価値があるので、値上がりや値下がりをするということである。ここにある「強制通用力」とは公私一切の取引に無制限に通用する効力のことである <sup>39</sup>。日本でこの効力を認めているのは日本円通貨のみで

<sup>39</sup> 古市峰子「現金、金銭に関する法的一考察」金融研究第 14 巻第 4 号(1995 年)103 頁 参照。

<sup>38</sup> プラットフォームという言葉は、①新たなトークンを発行できる、②アプリケーションの動作を行える「基盤」という意味で使っている。

あるため <sup>40</sup>、「強制通用力は有しない」という表現になっている。支払手段として使うことができる範囲は限定されるので、譲渡益の源泉は資産の値上がりによる増加益であると考えられると記載されている。

次に質問主意書の二十に触れる。

二十 モナコインのように、支払手段としての性質を有しているものの、価値の増加益が観念可能な固有の用途(使用価値)を有している、性質のあいまいな資産については、法律の用語の自然な解釈に従い、所得税法第三十三条第一項にいう「資産」に該当するものと解してよいか。

十九の質問はモナコインに特化した質問だったが、この質問は他の資産に一般化したものである。支払手段+価値の増加益が観念可能な固有の用途を持つ資産のことを性質のあいまいな資産といっていて、こういった資産が所得税法 33 条 1 項にいう「資産」に該当するかを質問している。

これら2つの質問に対する答弁書の内容が以下である。

# 十九及び二十について

御指摘の「モナコイン」を含む暗号資産については、所得税法第三十三条第一項に規定する「資産」には該当しないものとして取り扱っているところ、いずれにせよ、支払手段としての性質や資産の価値の増加益が生じる性質を複合的に有する資産については、同項に規定する「資産」に該当するか否かについて、個別具体的な資産の性質により判断されるものと考えている。

暗号資産は所得税法 33 条 1 項に規定する「資産」には該当しないと書いている冒頭部分は、従来からの認識を繰り返しているだけである。それ以降の部分は二十に対する回答で、二十は暗号資産と限定した質問ではないため、このような回答になったものと考えられる。なお、質問の中で触れた支払手段以外の用途が価値の増加益を生じるといった部分には言及しておらず、否定していない。また、モナコインが支払手段以外の用途を持つことも否定していない。

以上の質問主意書、答弁書から、この冊子で検討したい ①暗号資産が支払手段のみの用

<sup>40</sup> 古市峰子「現金、金銭に関する法的一考察」金融研究第 14 巻第 4 号(1995 年)103 頁 参照。 途を持つという仮定が妥当かどうか、②暗号資産が支払手段以外の用途を持つ場合、暗号資産の譲渡が譲渡所得に該当するか否かについて、検討する。①に関して、モナコインは支払手段以外の用途を持つため、支払手段のみの用途を持つという仮定とは整合しない。②に関して、モナコインは支払手段とデータ記録の部分がある複合的な資産である(図1参照)。データ記録の部分は価値の増加益を観念できる部分であるため、モナコイン全体が所得税法33条1項に規定する「資産」に該当する可能性はあると考える。そして、「Ⅱ 3 譲渡所得を発生させる「譲渡」の意義」にあるように、資産を他人に移転する行為すべてが「譲渡」であるため、暗号資産特有の該当しない理由は存在しないものと考えられる。そのため、暗号資産の譲渡は譲渡所得に該当する可能性はあると考える。

図1:モナコインの構成イメージ



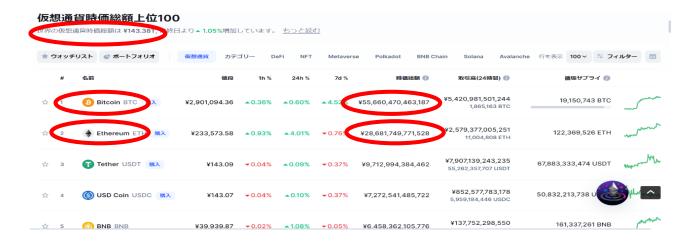
# 3 時価総額1位と2位の暗号資産の性質の検討

ここでは、モナコイン以外の他の暗号資産は支払手段以外の用途を持つのか、支払手段以外の用途で使われているならば、暗号資産取引全体でどれくらいの割合で利用されているのかをみていくとともに、こういった事実が暗号資産譲渡の譲渡所得該当性を検討することとどのように関係していくのかを見ていく。

I 1 (2) で触れたようにコインマーケットキャップは、暗号資産ごとの取引高や時価総額などを配信している。図 2 はコインマーケットキャップに公開されている世界の暗号資産時価総額上位 1 位から 5 位を示したものである(2022 年 9 月 15 日時点)。世界の暗号資産時価総額合計は 143.38 兆円とのことである。そして、上位 2 位までの時価総額はBitcoin(以下、ビットコイン) 55.66 兆円、Ethereum(以下、イーサリアム) 28.68 兆円であり、合計は 84.34 兆円で全体の 58.8%を占める。

図2 世界の暗号資産時価総額上位1位から5位(2022年9月15日時点)41

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> 「CoinMarketCap」(https://coinmarketcap.com/ja/ [最終検索日:2022年9月15日])



約6割を占めるこの上位2種類の暗号資産の用途を検討することは、暗号資産全体がどのような用途で使用されているかを推し量るうえで意味がある検討であると考えるため、 以下では上位2種類の暗号資産の用途を検討する。

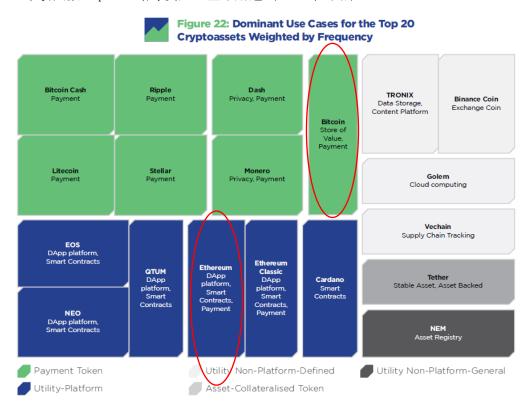
図3はCryptoCompare という会社が2019年1月に発表している暗号資産の分類に関するレポートから抜粋したものであり、2018年時点での取引回数Top20の暗号資産の主な用途を示したものになる。当該レポートは、金融庁が平成29年度より進めている"ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクト"のリサーチペーパー「平成30年度:ブロックチェーンを用いた金融取引のプライバシー保護と追跡可能性に関する調査研究[株式会社三菱総合研究所との合同研究]」において引用されており42、信頼性は高いと考えられる。

表 2 によると、ビットコインの主な用途は Store of Value と Payment となっている。ここで、Store of Value は価値貯蔵機能を示す。 I 2 (3) で述べたように価値貯蔵機能は貨幣の機能の1つである。Payment は支払であり、こちらは流通手段に対応し、やはり貨幣の機能の1つである。以上より、ビットコインの主な用途は支払手段と言える。

<sup>42 「</sup>ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクトについて

<sup>(&</sup>lt;a href="https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/information.html">https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/information.html</a> [最終檢索日:2022年9月15日])

図3: 取引回数 Top20 の暗号資産の主な用途(2018 年時点) 43



次にイーサリアムの主な用途は、DApp platform, Smart Contracts と Payment となっている。ここで、DApp platform とは decentralized application platfrom-「非中央集権型アプリケーションプラットフォーム」のことを示す。また、Smart Contracts とは I 1 (2) で言及した「スマートコントラクト」のことであり、自己実行型のデジタル契約で、2人以上の当事者が、金銭、財産、株式、その他価値のあるものを、第三者を介さずに透明かつ無競争で取引することを可能にするものである  $^{44}$ 。

図4は「スマートコントラクト」「非中央集権型アプリケーションプラットフォーム」の例として銀行での個人向け無担保ローンを取り上げたものである <sup>45</sup>。現行の個人向け無担保ローンでは、銀行員が顧客との契約内容を確認したうえで、手動で顧客への貸付を実行している。一方でプログラムに契約内容を読み込ませ、契約内容に従って自動的に顧客への貸付を実行するのが「スマートコントラクト」である。銀行員の手が介在しないので、プログラムに欠陥がない限り誤作動はないだろうし、コストカットにもつながるといったメリット

<sup>43 「</sup>CryptCompare, Crypt Coin Comparison LTD, "CryptoassetTaxonomy Report 2018"」 (https://www.cryptocompare.com/media/34478555/cryptocompare-cryptoasset-taxonomy-report-2018.pdf [最終檢索日:2022年9月15日])

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> Patrick Ejeke 『Smart Contracts:What Is A Smart Contract? Complete Guide To Tech And Cond That Is About To』(Independently published、2022年)13 頁参照。

<sup>45</sup> 瀧澤龍哉『ブロックチェーンでできる30のこと』(幻冬舎、2021年)72頁。

がある。そしてこの機能は、支払手段以外の用途と言えよう 46。

また、延滞や条件変更があれば、審査が必要になり、人手がかかるとともに複数の部署にまたがる情報のやり取りが必要となる。個々の部署で延滞や条件変更の内容を反映させて業務を遂行しようとすれば、時間がかかるし、処理の間違いも生じやすい。そこで、改ざん不可能なブロックチェーンを利用して情報の更新と共有を行えば、時間の短縮になるし、処理の間違いも発生しにくいはずである。この改ざん不可能なブロックチェーンを利用した仕組みが「非中央集権型プラットフォーム」で、こちらも支払手段以外の用途と言える47。



図4:「スマートコントラクト」「非中央集権型プラットフォーム」の例

以上より、イーサリアムは支払手段以外の用途である「スマートコントラクト」「非中央 集権型プラットフォーム」という機能を持つということがわかった。

ここで、図2に戻る。イーサリアム の時価総額は28.68 兆円、暗合資産全体の時価総額合計は143.38 兆円なので、イーサリアムは全体の約20%を占める。時価総額でこれだけの割合を持つ暗号資産が支払手段以外の主な用途を持つことは、暗号資産譲渡の譲渡所得該当性を検討するうえで、無視できないのではないだろうか。

# 4 ビットコイン、イーサリアム、モナコインの譲渡所得該当性の検討

以下では、 $1 \sim 3$ で取り上げたビットコイン、イーサリアム、モナコインの 3 種類の暗号 資産が、(1)資金決済に関する法律上の暗号資産の要件を満たすか、(2)譲渡所得の基因 となる資産に該当するかどうか を検討することにより、(3) 3 種類の暗号資産の譲渡の譲渡所得該当性の検討を行う。

<sup>46</sup> 瀧澤龍哉『ブロックチェーンでできる 30 のこと』(幻冬舎、2021 年) 73 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 瀧澤龍哉『ブロックチェーンでできる 30 のこと』(幻冬舎、2021 年) 73 頁参照。

# (1)資金決済に関する法律上の暗号資産の要件の検討

資金決済に関する法律2条5項1号暗号資産の要件を ア 不特定の者に対して支払手段として使用できること、イ 不特定の者との間で購入・売却ができること、ウ 電子データであり、本邦通貨、外国通貨、通貨建資産でないことの3つの要件に分割して検討していく。

#### ア 不特定の者に対して支払手段として使用できること

モナコインは「2 第 208 回国会モナコインの譲渡に係る税務上の取扱いに係る質問及び答弁」で取り上げたが、質問主意書十九の冒頭で述べている「モナコインは、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値であるが。」という部分に政府答弁の反論がないため、満たすと考えられる。ビットコイン、イーサリアムについては「3 時価総額 1 位と 2 位の暗号資産の検討」で取り上げたが、ビットコインとイーサリアムの主な用途に Payment、すなわち「支払」が含まれるため、満たすと考えられる。

# イ 不特定の者との間で購入・売却ができること

コインマーケットキャップによると、ビットコイン・イーサリアムは Binance、CoinbaseExchange、KuCoin といった取引所で取引することができる  $^{48.49}$ 。モナコインは bitFlyer、Zaif、Bittrex、CoinEx といった取引所で取引することができる  $^{50}$ 。よって、3 つの暗号資産はいずれも不特定の者との間に購入・売却ができると考えられる。

#### ウ 電子データであり、本邦通貨、外国通貨、通貨建資産でないこと

モナコイン、ビットコイン、イーサリアムのいずれの暗号資産も電子データであり、本邦 通貨、外国通貨、通貨建資産でないことは明らかである。

以上のア〜ウの議論から、モナコイン、ビットコイン、イーサリアムは資金決済に関する 法律2条5項1号で定義される暗号資産であると考えられる。

# (2)譲渡所得の基因となる資産に該当するかどうかの検討

ここでは、ア 支払手段以外の用途(経済的価値)があるか、イ 移転可能性があるかの2つの観点で検討する。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup>「CoinMarketCap」(https://coinmarketcap.com/ja/currencies/bitcoin/ [最終検索日:2023年1月16日])

<sup>49 「</sup>CoinMarketCap」(https://coinmarketcap.com/ja/currencies/ethereum/ [最終検索

日:2023年1月16日])

<sup>50</sup> 「CoinMarketCap」(https://coinmarketcap.com/ja/currencies/monacoin/ [最終検索日:2023年1月16日])

# ア 支払手段以外の用途(経済的価値)があるか

モナコインには支払手段以外にデータ記録の用途があるため、支払手段以外の用途がある。ビットコインは支払手段のみの用途であるため、この要件を満たさない。イーサリアムには支払手段以外に「スマートコントラクト」「非中央集権型プラットフォーム」としての用途があるため、支払手段以外の用途がある。

# イ 移転可能性があること

(1) イで検討したように、3つの暗号資産は不特定の者との間に購入・売却が可能であるため、当然に移転可能性はある。

以上の検討より、ビットコインは譲渡所得の基因となる資産にはならないが、モナコイン・イーサリアムは譲渡所得の基因となる資産になり得ると考えられる。

#### (3) 3種類の暗号資産の譲渡の譲渡所得該当性の検討

(1)、(2)を踏まえて検討する。ビットコインの譲渡は、ビットコインに支払手段以外の 用途がないため、譲渡所得に該当することはないと考えられる。モナコイン・イーサリアム は資金決済法上の暗号資産であると同時に、譲渡所得の基因となる資産にもなり得る。モナ コイン・イーサリアムは支払手段と支払手段以外の用途を持つ複合的な資産である。そのた め、モナコイン・イーサリアムの譲渡は譲渡所得に該当する可能性があると考えられる。

#### 5 小括

1で金融商品取引法の規定から、暗号資産が支払手段のみの用途を持つという仮定は妥当ではないと論じた。2ではモナコインが支払手段以外の用途を持つと考えられることを論じた。3では暗号資産全体の時価総額の約20%を占めているイーサリアムがモナコインと同様に支払手段以外の用途を持ち、暗号資産全体に対して支払手段のみの用途を持つと仮定することは妥当ではないと論じた。4では、モナコインとイーサリアムは支払手段と支払手段以外の用途を持つ複合的な資産であり、モナコインとイーサリアムが所得税法33条1項に規定する「資産」に該当し、モナコインとイーサリアムの譲渡が譲渡所得に該当する可能性があることを指摘した。イーサリアムは暗号資産の時価総額の約20%を占めるため、暗号資産の譲渡が譲渡所得に該当する可能性があるといっても良いであろう。

なお、暗号資産の譲渡を譲渡所得だといった場合、日本円と外国通貨を交換した場合の為替差益が雑所得となることとの関連が問題点として指摘される <sup>51</sup>。この点、外国通貨は 2、3 で見てきたような明らかに支払手段以外の用途はないと考えられるため、為替差益と同様に扱う必要はないと考えているが、この冊子では検討していない。

<sup>51</sup> 酒井克彦「租税法からみる暗号資産」法律のひろば第74 号第9号(2021 年)62 頁

#### おわりに

我が国の所得税法では、最初に定めた 2017 年 12 月から変わらず 52、暗号資産の支払手段としての側面のみに着目して課税の在り方が決められている。すなわち、暗号資産の売却等による利益は原則として雑所得に区分される。本論文執筆中に FAQ は改訂されたが、原則として雑所得に区分されることは変わらない 53。

ビットコインの売却等による利益が雑所得に区分されることには異論はない。しかし、本論文中で検討したように、イーサリアムやモナコインは支払手段以外の用途を持ち、譲渡所得の基因となる資産になり得るため、これらの売却等による利益は譲渡所得に該当する可能性がある。現在、何千種類もの暗号資産がある。何千種類もあるのだから、モナコインやイーサリアムのような暗号資産が他にも存在すると考えるのは自然である。そのため、課税の在り方を定めるうえで資金決済に関する法律の借用だけでは不十分で、金融商品取引法も考慮すべきではないだろうか。

支払手段としての側面のみではなく、支払手段以外の経済価値を持つという側面に着目した暗号資産の課税の在り方を定めるべきと考える。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)」平成 29 年 12 月 1 日 (2017 年)。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> 国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(情報)」令和 4 年 12 月 22 日 13 頁 参照(2022 年)。

# 令和4年度研究部

担当副会長 増田 英晃

部 長後藤隆一

副 部 長 浅岡 篤史

副 部 長 仲 啓一

部 員 田中 良幸

大林 哲也

仙田 浩人

神谷 保宏

鈴木 恵 (昭和支部)

宮島 富久雄

髙木 良昌

伊藤 慶

兒玉 直久

加藤 和也

渡邊 誠

鈴木 恵 (北支部)

水野 雅之